



佐賀県公報

平成16年
3月22日
(月曜日)
第 12432号

人事委員会事項

- ◎一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則

(規則・五) 七

- ◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(規則・二) 八

開示請求できる個人情報の一部改正

公安委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる機関の指定
- (一一〇・商工課) 一

- 保安林予定森林

- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

- 道路の区域の変更

- 道路の供用開始

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(生活文化課) 五

-

-

-

-

-

-

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(生活文化課) 五

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

- 開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会事項

- 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(告示・一〇)

七

- ◎佐賀県告示第二百二十九号
- 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の七十項の規定により、金融庁長官が指定した機関に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を次のように行わせることとした。

平成十六年三月二十二日

○告示

(規則・二) 八

- 告示

(一一〇・商工課) 一

- 告示

(一一一・森林整備課) 一

- 告示

(一一二・道路課) 二

- 告示

(一一三・〃) 三

- 告示

(一一四・〃) 三

- 告示

(一一五・〃) 四

- 告示

(一一六・河川砂防課) 四

- 告示

(生活文化課) 五

- 告示

(一) 保安林予定森林の所在場所

神埼郡脊振村大字服巻字頭野四三五二の三、四三五三の五七、四三五三の五九、四三五三の六一、小城郡牛津町大字上砥川字鷺ヶ谷三四〇五、三四一〇、三四一六の一、三四一七の一、三四一七の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

唐津市宇木字狸原二五四八の一から二五四八の二三まで、二五四八の二五

二五(次の図に示す部分に限る。)、二五六五の七、字東山二六二八の一

九六、東松浦郡相知町大字大野字八反ヶ倉五五二の三、五五四の三、字麻

畑五五五の三、字大谷六五二の二二、伊万里市二里町大里字濡岩甲八四の

三、甲八六の二、甲八七、甲九四の一、甲九九の一、甲九九の二、甲一〇

〇、甲一〇一の一、甲一〇一の二、甲一〇七の五、字中ノ原甲三六五の一、
甲三六七、甲三六八、甲三七〇、甲三七九、中里字壱反田乙四八六、乙四

九一から乙四九四まで、乙四九五の二、乙四九五の三、字重ノ橋乙一三五

〇の一、乙一三五〇の二、乙一三六五、乙一三六五の一、乙一三六九、乙

一三七〇、乙一三九二の一、乙一三九七の一、乙一三九九、乙一四一四、

乙一四二三、乙一四二四の一、乙一四二四の一、乙一四二五、乙一四二六

の一、乙一四二七の一、乙一四二八、乙一四二九、乙一四三〇の一、乙一

(四二〇)の三、乙一四三九の一、乙一四四一、乙一四四三の一、乙一四五五

の一、乙一四五五の一、乙一四四六、乙一四四八の一、乙一四五一、乙一

四五三、乙一四五四、乙一四五九、乙一四六二、乙一四六四の一、乙一

六五、乙一四六九の一、乙一四七二の一、乙一四七六、乙一四七八、乙一

四八一、乙一四八四、乙一四八七の一、乙一四九一の一、乙一四九五、乙一

一五二九の一、乙一五三七の三、乙一五三八、乙一五四〇の一、乙一五四

三の一、乙一五四四の一、乙一五四四の四、乙一五四六の一、乙一五四八

の三、乙一五四八の五、乙一五五一の一、乙一五五二の一、乙一五五二の

(二) 指定の目的

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字狸原二五四八の一から二五四八の二三まで・二五四八の二五・

二五六五の七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市

町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

る。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十二日から平成十六年四月二十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

る。

平成十六年三月二十一日

佐賀県知事 古川

康

県道 市武神埼線		一般国道 二六四号		道路の種類 及び路線名		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日	
前	後	前	後	区間	の 後の別 変更前	幅員 メートル	区間	域	一般国道 二六四号	地先から 三養基郡三根町大字市武字五本松六九三番一 先まで	供用開始の期日		
五〇 六一	五六 一	一一九 八六 一	一二三 二四六 二	三養基郡三根町大字市武字五本松六 九三番一地先から 三養基郡三根町大字市武字五本松六 八番九地先まで	一一九 八六 一	二〇〇 一三二	二〇〇 一二四 六	区 域	一般国道 二六四号	地先から 三養基郡三根町大字市武字五本松六九三番一 先まで	平成一六・三・二二		
一一五		七三		三養基郡三根町大字市武字五本松六 九三番一地先から 三養基郡三根町大字市武字五本松六 九二番一地先まで	一二四 二	二二四 六	二二四 六	市武神埼線	三養基郡三根町大字市武字五本松六九三番一 地先まで	三養基郡三根町大字市武字五本松六九三番一 地先から 三養基郡三根町大字市武字五本松六九三番一 地先まで	平成一六・三・二二		
る。		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路		の区域を次のとおり変更する。		その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十二日から平成十六年四月二十一日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供す		る。		その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十二日から平成十六年四月二十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供す		る。	
平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日	
平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日	
平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日		佐賀県知事 古川康		平成十六年三月二十二日	

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		後 の 別 前	幅 員 メートル	区 域 メートル	供 用 開 始 の 期 日
	区	間				
県道 肥前呼子線	東松浦郡鎮西町大字横竹字下り道一 ○一一番五地先から 東松浦郡呼子町大字呼子字野中四○	四五番四二地先まで ○一一番五地先から 東松浦郡呼子町大字呼子字野中四○	後	三八・四 一、一〇〇・〇	五地先から 二地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下り道一〇一二番 五五番地先
県道 肥前呼子線	東松浦郡鎮西町大字横竹字下り道一 ○一一番五地先から 東松浦郡呼子町大字呼子字野中四○	四五番四二地先まで ○一一番五地先から 東松浦郡呼子町大字呼子字野中四○	前	五七・〇 一、一一・八	五地先から 二地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下り道一〇一二番 五五番地先
県道 鎮西唐津線	五番地先から 東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五 三一番七地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五 三一番七地先まで	後	三七・四 一、一〇〇・〇	五地先から 二地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五五番地先
県道 鎮西唐津線	五番地先から 東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五 三一番七地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五 三一番七地先まで	前	二二・〇 一、一一・六	五地先から 二地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五五番地先
県道 肥前呼子線	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五 三一番七地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五 三一番七地先まで	後	一、一〇〇・〇	五地先から 二地先まで	東松浦郡鎮西町大字横竹字下六〇五五番地先
●佐賀県告示第二百二十五号	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。					
●佐賀県告示第二百二十六号	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。					
佐賀県知事 古川 康	その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び七山村役場に備え置いて縦覧に供する。					
鮎返地区	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域					
四 三 二 一 標柱番号	東松浦 郡					
〃 〃 〃 東松浦	七山村 町					
〃 〃 〃 仁部 大字	仁部 大字					
〃 船木 鮎帰 字	鮎帰 地番					
一四三九番地先道路	一四二七 一二九三番二 一二五一一番一地先道路					

田	=	=	=	轟	1111長×轟先潤盈
長	"	"	"	"	111長×轟先潤盈

○ 応 批

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年4月20日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年3月22日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日
平成16年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 大空の会
- (2) 代表者の氏名 橋本弘子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県三養基郡三根町大字天建寺2096番地2

(4) 定款に記載された目的
この法人は高齢者の方々に対し、グループホームなどの在宅介護に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年5月6日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年3月22日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日

平成16年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人織り乙女

(2) 代表者の氏名 井上和弘

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡上峰町大字堤1651

(4) 定款に記載された目的

当法人は、老若男女・障害の有無を問わらず、広く地域社会の人達に対して「さをり織り」の普及と実践に関する支援事業を行い、豊かで健康な人格の形成と、地域社会の連帯、生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年4月20日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年3月22日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成16年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人国際武道連盟

(2) 代表者の氏名 本村隆昌

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市桜町1203番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年を中心とした不特定多数の者に対して、空手道等の格闘技武道の指導を実践し、武道救護法・護身術の普及に関する勉強会、武道交流大会の開催、開発途上国に対する支援事業などをを行い、豊かな国際社会・豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(4) 定款に記載された目的

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年3月22日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡諸富町大字為重字諸富新堀46番1、47番1から47番3まで、49番2、62番1、62番2、64番1、65番1、65番3、66番1及び68番1並びに字諸富新堀46番1、47番1、49番1、49番2及び62番2の地先の水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀郡諸富町大字諸富津1番地2
諸富町

○選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会第十回

地方自治法（昭和二十九年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十一号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十六年三月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

111 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
選挙区名 三分の一の数
佐賀市 四三〇七三一人
唐津市 一一〇、七七九人
鳥栖市 一六、一九八人
多久市 六、三一二人
伊万里市 一五、五六六人
武雄市 九、〇三七人
鹿島市 八、六五九人
佐賀郡 一九、五八九人
神埼郡 一三、四六三人
三養基郡 一四、五八七人
小城郡 一二、〇〇八人
東松浦郡 一六、七六九人
西松浦郡 五、九九四人
杵島郡 一七、一一四人
藤津郡 一〇、九八五人

一一一、八〇八人

11 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一一一、七三一人

○人事委員会事項

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十六年三月二十一日

●佐賀県人事委員会規則第五号

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則（平成十五年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。
(健康及び福祉確保のための措置)

第十四条 条例第七条第三項の規定により任命権者が講ずる裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するための措置は、次に掲げるものとする。

一 裁量勤務研究員の勤務状況及びその健康状態に応じて、定期健康診断とは別に、臨時健康診断を実施すること。

二 必要に応じて、産業医等による助言若しくは指導を受け、又は裁量勤務研究員に産業医等による保健指導を受けさせること。

三 前二号に掲げるもののほか、任命権者が裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するために必要と認める措置

2 任命権者は、前項の措置を講ずる前提として、当該職員の勤務時間の状況及びその健康状態を把握しておかなければならぬ。

(苦情の処理)

第十五条 裁量勤務研究員からの苦情の処理に関する措置については、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第三号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求で
きる個人情報（平成十四年佐賀県人事委員会告示第二号）の一部を次のように
改正する。

平成十六年三月二十二日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

表中「及び順位」を「総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試
験科目名」に、「一ヶ月」を「一年」に改める。

○ 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十二日

佐賀県公安委員会
委員長 井 田 出 海

●佐賀県公安委員会規則第二号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(公安部が定める自動車の積載物の高さの制限)

第八条の二 令第二十二条第三号への公安部が定める自動車は、別表第一の二に掲げる道路を通行する自動車とし、同号への公安部が定める高さは、四・一メートルとする。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第一の二（第八条の二関係）

路線名	区間
九州横断自動車道 (長崎大分線) (鹿児島線)	三養基郡基山町大字長野字三川下から藤津郡嬉野町大字不動山字女夫石まで
一般国道四九七号 西九州自動車道 (武雄佐世保道路)	武雄市西川登町大字神六から武雄市東川登町大字袴野字宮市一〇一四七番一まで
一般国道二二六三号	三養基郡基山町大字小倉字伊勢浦から鳥栖市酒井西町字東川口まで
一般国道二二六四号	鳥栖市永吉町字本川七一八の一番から藤津郡嬉野町大字不動山字長谷三〇〇四番一まで
一般国道二二六五号	武雄市武雄町大字武雄字永松五八三六番一から西松浦郡西有田町大字曲川字大湯牟田甲二四七四番二まで
一般国道二二六六号	伊万里市南波多町大字水留二二八七番地一から西松浦郡西有田町大字曲川字川の口甲一九七三番一まで
一般国道二二六七号	東松浦郡浜玉町大字渕上字勝川一五九九番二から唐津市和多田字八反田四三三番一まで
一般国道二二六八号	伊万里市波多津町大字馬蛤潟字牛の木五〇一一番地八から浜玉町大字渕上字勝川一五九九番二まで
一般国道二二六九号	伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二一番二まで
一般国道二二七〇号	唐津市和多田西山四四七五番一から唐津市神田字草場崎二一二三番一まで
一般国道二二七一号	唐津市東町一番一から唐津市西唐津二丁目六三四七番八まで

一般国道二〇七号	佐賀郡久保田町大字徳万字快万二本松一六四七番八から小城郡牛津町大字勝一二五一番一まで
一般国道二二六四号	杵島郡白石町大字福吉字二本黒木二〇五九番四から鹿島市大字井手字一の谷三一八番六まで
一般国道二二六五号	鹿島市浜町字西葉篠五〇番一から藤津郡太良町大字大浦字向山乙三三四番一まで
一般国道二二六六号	鹿島市大字井手字一の谷三一八番六から鹿島市浜町字西葉篠五〇番一まで
一般国道二二六七号	佐賀郡大和町大字久池井字三本杉二七三九番四から佐賀市日の出二丁目四六番一まで
一般国道二二六八号	神埼郡千代田町大字姉字五本松八〇二番一から神埼郡千代田町大字詫田字二本松一六一番三まで
一般国道二二六九号	神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一番二から三養基郡三根町大字西島字二本杉二三五三番七まで
一般国道二二七〇号	三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八七番一五から三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八八まで
一般国道二二七一号	神埼郡千代田町大字迎島字八本松二七二一番五から神埼郡千代田町大字下板字南川副四番一まで
一般国道二二七二号	神埼郡東脊振村大字三津字前田六一九番一から神埼郡東脊振村大字石動字西一本杉三四五〇番一まで
一般国道二二七三号	神埼郡千代田町大字迎島字四本柳六五七番一から神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇一番二まで
一般国道二二七四号	鳥栖市永吉町字日恵寺一四五番七から鳥栖市姫方町字嫁坂三五一番六まで
一般国道二二七五号	鳥栖市真木町字赤江一一三二番三から三養基郡基山町大字園部字麦尾二四七四番二まで
一般国道二二七六号	三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一八七番一五から三養基郡北茂安町大字白壁字三本松二三六二番一まで
一般国道二二七七号	神埼郡東脊振村大字三津字前田六一九番一から神埼郡東脊振村大字大曲字畠刈四九四四番二まで
一般国道二二七八号	伊万里市黒川町大字畠刈四九四四番二から伊万里市黒川町大字畠刈四九四四番二まで
一般国道二二七九号	唐津市東町一番一から唐津市西唐津二丁目六三四七番八まで

県道唐津肥前線	唐津市坊主町四七五番一三から唐津市神田字草場崎二一一 三番一まで	伊万里市黒川町塩屋二二二の一先から伊万里市塩屋字七ツ 島五の四八まで
県道佐賀外環状線	神埼郡神埼町大字本告牟田字一ノ鶴二八九八番一から神埼 郡千代田町大字姉字五本松八〇二番一まで	
県道坊所城島線	三養基郡上峰町大字堤字切通九二七番から三養基郡三根町 大字市武一三九七番まで	
県道基山平等寺筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉字箱町五〇二番一から三養基郡基 山町大字園部字麦尾二四七四番二まで	
県道江口長門石江島線	鳥栖市村田町字五本松七一九番一五から三養基郡北茂安町 大字白壁字八ノ幡二四一五番二まで	
県道江口東尾線	三養基郡北茂安町大字江口字中島角三一五三番五から三養 基郡北茂安町大字江口字中島角三一八七番一五まで	
県道妙見満島線	三養基郡北茂安町大字江口字新土居内一ノ角二八六九番一 から三養基郡北茂安町大字江口字瀬戸四八四〇番一まで	
	唐津市坊主町四三一一番二九から唐津市妙見町七一八二番二 〇まで	
県道塩屋大曲線	伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二一一番一から伊万里市黒 川町大字畠川内字下り松二四三三番一まで	
市道坊主町海水浴場線	伊万里市黒川町大字畠屋字城平二三六番一から伊万里市黒 川町大字塩屋字城平二三三番二まで	
村道工業団地一号線	伊万里市黒川町大字塩屋字城平二二一から神埼郡東脊 振村大曲字東山二〇九〇番四まで	
町道千栗宮前線	三養基郡北茂安町大字白壁字平林二二六一一番一から三養基 郡北茂安町大字白壁字八ノ幡二四一五番四まで	
町道工場団地二号线	三養基郡上峰町大字堤五本谷一九〇三番三五九から三養基 郡上峰町大字堤五本谷一九〇三番二まで	
臨港道路	唐津市海岸通七一八二の七〇から唐津市海岸通七一八二の 二七九まで	

購読料
一か年三六八〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務課

平成十六年三月二十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正後の佐賀県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の二に掲げる道路を通行した自動車についての改正後の規則第八条の二の規定の適用については、同条中「四・一メートル」とあるのは、従前のとおり「二・八メートル」とする。
(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)
- 3 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のよう改正する。
- 別表第一の道路交通法施行令(昭和三十五年政令第一百七十号)に規定する事務の第十八条第一項第五号の項の次に次のように加える。
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 第22条第3号ハ | 道路又は交通の状況により支障がないと認める自動車及び高
さの定め |
|----------|-------------------------------------|